

特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧(個室)

令和5年7月1日より

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ (1日)	サービス提供体制加算Ⅰ (1日)	看護体制加算Ⅰ-ロ (1日)	看護体制加算Ⅱ-ロ (1日)	夜勤職員配置加算Ⅰ-ロ (1日)	個別機能訓練加算(Ⅰ) (1日)	合計 介護保険一部負担金 (1日)	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
								(1日)	(1日)	(1日)	(ヶ月)	
要介護1	第1段階	573	22	4	8	13	12	632	320	300	1,252	37,560
	第2段階								420	390	1,442	43,260
	第3段階①								820	650	2,102	63,060
	第3段階②								820	1,360	2,812	84,360
	第4段階								1,171	1,660	3,463	103,890
要介護2	第1段階	641	22	4	8	13	12	700	320	300	1,320	39,600
	第2段階								420	390	1,510	45,300
	第3段階①								820	650	2,170	65,100
	第3段階②								820	1,360	2,880	86,400
	第4段階								1,171	1,660	3,531	105,930
要介護3	第1段階	712	22	4	8	13	12	771	320	300	1,391	41,730
	第2段階								420	390	1,581	47,430
	第3段階①								820	650	2,241	67,230
	第3段階②								820	1,360	2,951	88,530
	第4段階								1,171	1,660	3,602	108,060
要介護4	第1段階	780	22	4	8	13	12	839	320	300	1,459	43,770
	第2段階								420	390	1,649	49,470
	第3段階①								820	650	2,309	69,270
	第3段階②								820	1,360	3,019	90,570
	第4段階								1,171	1,660	3,670	110,100
要介護5	第1段階	847	22	4	8	13	12	906	320	300	1,526	45,780
	第2段階								420	390	1,716	51,480
	第3段階①								820	650	2,376	71,280
	第3段階②								820	1,360	3,086	92,580
	第4段階								1,171	1,660	3,737	112,110

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

◆その他の加算◆

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
- ・初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・・・30円(日額:入所から30日以内)
- ・安全対策体制加算・・・・・・・・・・・・20円(入所時1回に限りの負担額)
- ・外泊時費用・・・・・・・・・・・・・・・・246円(日額:入院及び外泊した場合。月6日を限度)
- ・配置医師緊急時対応加算・・・・・・650円(1回につき早朝または夜間に配置医師が診察した場合)  
1,300円(1回につき深夜に配置医師が診察した場合)
- ・看取り介護加算Ⅱ・・・・・・・・・・1,580円(死亡日) 780円(死亡日前日及び前々日)  
144円(死亡日前4~30日前) 72円(死亡日前31~45日前)

負担限度額区分表	条件
第1段階	・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。
第2段階	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
第3段階①	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
第3段階②	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
第4段階	・上記(第1~3段階)以外の方

# 特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧(個室)

第4段階対象者用

令和5年7月1日より

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	個別機能訓練加算(Ⅰ)	合計 介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計 (30日)	
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)	
要介護1	1割負担	573	22	4	8	13	12	632	1,171	1,660	3,463	103,890
	2割負担	1,146	44	8	16	26	24	1,264	1,171	1,660	4,095	122,850
	3割負担	1,719	66	12	24	39	36	1,896	1,171	1,660	4,727	141,810
要介護2	1割負担	641	22	4	8	13	12	700	1,171	1,660	3,531	105,930
	2割負担	1,282	44	8	16	26	24	1,400	1,171	1,660	4,231	126,930
	3割負担	1,923	66	12	24	39	36	2,100	1,171	1,660	4,931	147,930
要介護3	1割負担	712	22	4	8	13	12	771	1,171	1,660	3,602	108,060
	2割負担	1,424	44	8	16	26	24	1,542	1,171	1,660	4,373	131,190
	3割負担	2,136	66	12	24	39	36	2,313	1,171	1,660	5,144	154,320
要介護4	1割負担	780	22	4	8	13	12	839	1,171	1,660	3,670	110,100
	2割負担	1,560	44	8	16	26	24	1,678	1,171	1,660	4,509	135,270
	3割負担	2,340	66	12	24	39	36	2,517	1,171	1,660	5,348	160,440
要介護5	1割負担	847	22	4	8	13	12	906	1,171	1,660	3,737	112,110
	2割負担	1,694	44	8	16	26	24	1,812	1,171	1,660	4,643	139,290
	3割負担	2,541	66	12	24	39	36	2,718	1,171	1,660	5,549	166,470

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

### ◆その他の加算◆

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
- ・初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・30円(日額:入所から30日以内)
- ・安全対策体制加算・・・・・・・・・・20円(入所時1回に限りの負担額)
- ・外泊時費用・・・・・・・・・・・・246円(日額:入院及び外泊した場合。月6日を限度)
- ・配置医師緊急時対応加算・・・・650円(1回につき早朝または夜間に配置医師が診察した場合)  
1,300円(1回につき深夜に配置医師が診察した場合)
- ・看取り介護加算Ⅱ・・・・・・・・1,580円(死亡日) 780円(死亡日前日及び前々日)  
1,444円(死亡日前4~30日前) 72円(死亡日前31~45日前)

負担限度額区分表	第1段階	・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付) ・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者 かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。
	第2段階	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
	第3段階①	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。 かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
	第3段階②	・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。 かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
	第4段階	・上記(第1~3段階)以外の方

# 特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧(多床室)

令和5年7月1日より

負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ-ロ	看護体制加算Ⅱ-ロ	夜勤職員配置加算Ⅰ-ロ	個別機能訓練加算(Ⅰ)	合計介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計(30日)
	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	第1段階							0	300	932	27,960
	第2段階							370	390	1,392	41,760
	第3段階①	573	22	4	8	13	12	370	650	1,652	49,560
	第3段階②							370	1,360	2,362	70,860
	第4段階							855	1,660	3,147	94,410
要介護2	第1段階							0	300	1,000	30,000
	第2段階							370	390	1,460	43,800
	第3段階①	641	22	4	8	13	12	370	650	1,720	51,600
	第3段階②							370	1,360	2,430	72,900
	第4段階							855	1,660	3,215	96,450
要介護3	第1段階							0	300	1,071	32,130
	第2段階							370	390	1,531	45,930
	第3段階①	712	22	4	8	13	12	370	650	1,791	53,730
	第3段階②							370	1,360	2,501	75,030
	第4段階							855	1,660	3,286	98,580
要介護4	第1段階							0	300	1,139	34,170
	第2段階							370	390	1,599	47,970
	第3段階①	780	22	4	8	13	12	370	650	1,859	55,770
	第3段階②							370	1,360	2,569	77,070
	第4段階							855	1,660	3,354	100,620
要介護5	第1段階							0	300	1,206	36,180
	第2段階							370	390	1,666	49,980
	第3段階①	847	22	4	8	13	12	370	650	1,926	57,780
	第3段階②							370	1,360	2,636	79,080
	第4段階							855	1,660	3,421	102,630

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

<b>◆その他の加算◆</b>
<ul style="list-style-type: none"> <li>・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、<b>8.3%</b>が加算されます。</li> <li>・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、<b>2.7%</b>が加算されます。</li> <li>・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、<b>1.6%</b>が加算されます。</li> <li>・初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・30円(日額：入所から30日以内)</li> <li>・安全対策体制加算・・・・・・・・・・・・20円(入所時1回に限りの負担額)</li> <li>・外泊時費用・・・・・・・・・・・・246円(日額：入院及び外泊した場合。月6日を限度)</li> <li>・配置医師緊急時対応加算・・・・・・650円(1回につき早朝または夜間に配置医師が診察した場合) 1,300円(1回につき深夜に配置医師が診察した場合)</li> <li>・看取り介護加算Ⅱ・・・・・・・・1,580円(死亡日) 780円(死亡日前日及び前々日) 144円(死亡日前4～30日前) 72円(死亡日前31～45日前)</li> </ul>

負担限度額区分表	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付)</li> <li>・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。</li> </ul>
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。</li> </ul>
	第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。</li> </ul>
	第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。</li> </ul>
	第4段階	・上記(第1～3段階)以外の方

## 特別養護老人ホーム光峰苑 利用料金一覧(多床室)

第4段階対象者用

令和5年7月1日より

	負担限度額区分	施設サービス費Ⅱ	サービス提供体制加算Ⅰ	看護体制加算Ⅰ-口	看護体制加算Ⅱ-口	夜勤職員配置加算Ⅰ-口	個別機能訓練加算(Ⅰ)	合計介護保険一部負担金	居住費	食費	合計	合計(30日)
		(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(1日)	(一ヶ月)
要介護1	1割負担	573	22	4	8	13	12	632	855	1,660	3,147	94,410
	2割負担	1,146	44	8	16	26	24	1,264	855	1,660	3,779	113,370
	3割負担	1,719	66	12	24	39	36	1,896	855	1,660	4,411	132,330
要介護2	1割負担	641	22	4	8	13	12	700	855	1,660	3,215	96,450
	2割負担	1,282	44	8	16	26	24	1,400	855	1,660	3,915	117,450
	3割負担	1,923	66	12	24	39	36	2,100	855	1,660	4,615	138,450
要介護3	1割負担	712	22	4	8	13	12	771	855	1,660	3,286	98,580
	2割負担	1,424	44	8	16	26	24	1,542	855	1,660	4,057	121,710
	3割負担	2,136	66	12	24	39	36	2,313	855	1,660	4,828	144,840
要介護4	1割負担	780	22	4	8	13	12	839	855	1,660	3,354	100,620
	2割負担	1,560	44	8	16	26	24	1,678	855	1,660	4,193	125,790
	3割負担	2,340	66	12	24	39	36	2,517	855	1,660	5,032	150,960
要介護5	1割負担	847	22	4	8	13	12	906	855	1,660	3,421	102,630
	2割負担	1,694	44	8	16	26	24	1,812	855	1,660	4,327	129,810
	3割負担	2,541	66	12	24	39	36	2,718	855	1,660	5,233	156,990

※ただし、上記費用は入所日及び退所日を1日として計算します。

※上記料金はあくまで目安ですので、利用日数等によって差額が生じることがあります。

詳細はお問い合わせ下さい。

### ◆その他の加算◆

- ・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**8.3%**が加算されます。
- ・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**2.7%**が加算されます。
- ・介護職員等ベースアップ等支援加算・・・総単位数(1ヶ月の合計単位数)に、**1.6%**が加算されます。
- ・初期加算・・・・・・・・・・・・・・・・30円(日額:入所から30日以内)
- ・安全対策体制加算・・・・・・・・・・・・20円(入所時1回に限りの負担額)
- ・外泊時費用・・・・・・・・・・・・246円(日額:入院及び外泊した場合。月6日を限度)
- ・配置医師緊急時対応加算・・・・・・・・650円(1回につき早朝または夜間に配置医師が診察した場合)  
1,300円(1回につき深夜に配置医師が診察した場合)
- ・看取り介護加算Ⅱ・・・・・・・・1,580円(死亡日) 780円(死亡日前日及び前々日)  
144円(死亡日前4~30日前) 72円(死亡日前31~45日前)

負担限度額区分表	第1段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・生活保護受給者、境界層該当者(境界層該当証明証等添付)</li> <li>・市民税世帯非課税である老齢福祉年金受給者</li> </ul> かつ、預貯金などが単身で1,000万円(夫婦で2,000万円)以下の方。
	第2段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円以下です。</li> </ul> かつ、預貯金などが単身で650万円(夫婦で1,650万円)以下の方。
	第3段階①	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額80万円超120万円以下です。</li> </ul> かつ、預貯金などが単身で550万円(夫婦で1,550万円)以下の方。
	第3段階②	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市民税世帯非課税であって、課税年金収入と合計所得金額と【遺族年金※障害年金】収入額の合計額が年額120万円を超えます。</li> </ul> かつ、預貯金などが単身で500万円(夫婦で1,500万円)以下の方。
	第4段階	<ul style="list-style-type: none"> <li>・上記(第1~3段階)以外の方</li> </ul>